

令和元年関川村議会 8 月（第 6 回）臨時会議会議録（第 1 号）

○議事日程

令和元年 8 月 1 日（木曜日） 午前 10 時 00 分 開会

- 第 1 仮議席の指定
 - 第 2 議長の選挙について
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 仮議席の指定
 - 第 2 議長の選挙について
 - 追加日程第 1 議席の指定
 - 追加日程第 2 会議録署名議員の指名
 - 追加日程第 3 副議長の選挙について
 - 追加日程第 4 常任委員の選任について
 - 追加日程第 5 議会運営委員の選任について
 - 追加日程第 6 同意第 2 号 関川村監査委員の選任につき同意を求めることについて
 - 追加日程第 7 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
 - 追加日程第 8 各種委員の推選について
 - 追加日程第 9 関川村選挙管理委員並びに補充員の選挙について
-

○出席議員（10名）

1 番	渡 邊 秀 雄 君	2 番	近 壽 太 郎 君
3 番	鈴 木 紀 夫 君	4 番	伊 藤 敏 哉 君
5 番	小 澤 仁 君	6 番	加 藤 和 泰 君
7 番	高 橋 正 之 君	8 番	平 田 広 君
9 番	伝 信 男 君	10 番	菅 原 修 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 121 条の規定により出席した者

村 長	加 藤 弘 君
教 育 長	佐 藤 修 一 君
総務政策課長	野 本 誠 君

住民稅務課長	渡	邊	浩	一	君
健康福祉課長	佐	藤	充	代	君
農林課長	富	樫	吉	榮	君
建設課長	渡	邊	隆	久	君
教育課長	熊	谷	吉	則	君

○事務局職員出席者

事務局長	河	内	信	幸
主任	石	山	洋	介

午前10時00分 開 会

○事務局長（河内信幸君） おはようございます。

事務局長の河内です。

このたびは当選まことにおめでとうございます。

本臨時会議は、一般選挙後、初めての会議です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の渡邊秀雄議員をご紹介します。

渡邊議員、議長席にお着きください。

○臨時議長（渡邊秀雄君） ただいま紹介されました、渡邊秀雄です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまから、令和元年関川村議会8月（第6回）臨時会議を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によりしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第1、仮議席の指定

○臨時議長（渡邊秀雄君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

村長から臨時会招集挨拶について申し出がありました。これを許可します。

村長。

○村長（加藤 弘君） 臨時会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの村議会議員選挙におきまして当選をされました10名の皆さん、まことにおめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。

さて、村議会は村民から直接選挙で選ばれた議員で構成される最高の意思決定機関であり、条例制定や予算決定などのほか、執行機関の監視機能も有する組織でございます。

議会と執行機関はそれぞれ立場に違いはありますが、関川村の発展を願う気持ちはどちらも同じでございます。人口減少社会の中で、豊かで活力ある村づくりを進めるためには、議会と執行機関が車の両輪となって全力を挙げて対応する必要があると考えており、私は村の先頭に立って必要な

施策を推進してまいりますので、皆様にはなお一層のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いを申し上げます。

本日お願いいたしました令和元年第6回村議会臨時会におきましては、議会の構成を決めていただくのが主な目的でございます。私から提案いたしますのは、議員の中から選任していただきます監査委員についての同意案件のみであります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（渡邊秀雄君） 以上で村長の臨時会議招集挨拶を終わります。

日程第2、議長の選挙について

○臨時議長（渡邊秀雄君） 日程第2、議長の選挙を行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（渡邊秀雄君） 伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 議長の選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選とする動議を提出します。

○臨時議長（渡邊秀雄君） ただいま、伝 信男さんから議長の選挙の方法について、指名推選による動議が提出されました。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（渡邊秀雄君） 小澤 仁さん。

1名以上の賛成者がありますので、動議は成立しました。指名推選による動議を直ちに議題として採決します。

お諮りします。この動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（渡邊秀雄君） 小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 5番小澤です。仮議席5番の小澤です。

指名推選人を伝 信男さんとする動議を提出いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（渡邊秀雄君） ただいま、小澤 仁さんから伝 信男さんを指名推選人とする動議が提出されました。指名推選人の動議を直ちに議題として採決します。

お諮りします。この動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（渡邊秀雄君） 異議なしと認めます。したがって、議長の指名推選人を伝 信男さんとすることの動議は可決されました。

○9番（伝 信男君） 議長。

○臨時議長（渡邊秀雄君） 伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） それでは、議長の推薦をいたします。

議長に渡邊秀雄さんを指名します。

○臨時議長（渡邊秀雄君） お諮りします。ただいま、指名推選人の伝 信男さんが指名した、私こと渡邊秀雄を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、私こと渡邊秀雄が議長に当選しました。

ただいまの宣告をもって、会議規則第33条第2項に規定の当選の告知にかえます。

○議長（渡邊秀雄君） 議長選任の挨拶を述べさせていただきます。

ただいま議長に選任されました渡邊秀雄です。大変ありがとうございます。大変重責を感じています。

村ではいろいろな問題が山積しています。皆さんの力をかりて、解決に頑張りたいと思います。

二元代表制の一方の担い手として、議会改革に積極的に取り組み、村民に信頼され、存在感のある開かれた議会を築く覚悟でございます。

皆様方のご協力をお願いいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○臨時議長（渡邊秀雄君） これで臨時議長の職務は全て終了しました。

議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

しばらく休憩します。

午前10時07分 休憩

午前10時08分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号の追加1のとおりです。

追加日程第1、議席の指定

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配付しました議員の議席番号及び氏名のとおり指定します。

追加日程第2、会議録署名議員の指名

○議長（渡邊秀雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、近 壽太郎さん、3番、鈴木紀夫さんを指名します。

追加日程第3、副議長の選挙について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第3、副議長の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に菅原 修さんを指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました菅原 修さんを副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、菅原 修さんが副議長に当選されまし

た。

ただいま菅原 修さんが議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

副議長当選の承諾並びに挨拶をお願いします。

菅原 修さん。

○副議長（菅原 修君） ただいま副議長に指名されました菅原 修でございます。よろしくお願いいたします。

副議長の仕事といえば、当然でありますけれども、議長を補佐する、議長を助けることだと自覚しております。

議長の挨拶にもありましたとおり、議会というものは村民の皆さんに開かれたものであることが大事であります。

今回は2名の新しい方々が当選されまして、フレッシュ化されてきていますので、その方々が大いに活躍できるような、そういう議会になれるように少しでもお役に立てればと考えておりますので、皆様のご指導、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

追加日程第4、常任委員の選任について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第4、常任委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、常任委員はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

追加日程第5、議会運営委員の選任

○議長（渡邊秀雄君） 日程第5、議会運営委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

休憩中に各委員会を開きます。第2会議室にお集まりください。

それでは休憩します。10時25分まで休憩いたします。

午前10時13分 休 憩

午前10時25分 再 開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから諸般の報告をします。

休憩中に各委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

総務厚生常任委員長に伊藤敏哉さん、副委員長に小澤 仁さん。

産業建設常任委員長に高橋正之さん、副委員長に伝 信男さん。

議会広報常任委員長に加藤和泰さん、副委員長に近 壽太郎さん。

議会運営委員長に小澤 仁さん、副委員長に伊藤敏哉さん。

以上のとおり互選された旨報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

追加日程第6、同意第2号 関川村監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（渡邊秀雄君） 日程第6、同意第2号 関川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

平田 広さんは地方自治法第117条の規定によって除斥の対象になりますので、退場を求めます。

（平田 広君退場）

○議長（渡邊秀雄君） 提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（加藤 弘君） 地方自治法の規定によりまして、議員から選任する監査委員について平田 広さんを選任いたしますので、議会の同意をいただきたいというものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑、討論、採決に入ります。

同意第2号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています同意第2号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより同意第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(渡邊秀雄君) 起立多数です。したがって、同意第2号 関川村監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

(平田 広君入場)

追加日程第7、新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長(渡邊秀雄君) 日程第7、新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

当議会から選出する議員の数は、新潟県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定によって、1人です。当議会から選出する議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、選挙方法は指名推選によることに決

定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に伝 信男さんを指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました伝 信男さんを新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、伝 信男さんが新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま伝 信男さんが議場におられますので、本席から会議規則第33条2項の規定によって、当選の告知をします。

追加日程第8、各種委員の推選について

○議長(渡邊秀雄君) 日程第8、各委員会の推選についてを議題とします。

各種委員会の委員に議会議員の職務で選任された方は、議員の任期満了により委員の任期も満了になります。また、各種委員の任期中であっても、本村議会の議員の任期が満了になりましたので、各種委員を辞任することにしておりますので、各種委員の推薦を行います。

お諮りいたします。当議会から推薦する各委員については、お手元に配付のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、各種委員の推選についてはお手元に配付のとおり決定しました。直ちに各部局へ各種委員の推薦者名簿を送付することとします。

追加日程第9、関川村選挙管理委員並びに補充員の選挙について

○議長(渡邊秀雄君) 日程第9、関川村選挙管理委員並びに補充員の選挙を行います。

関川村選挙管理委員並びに補充員の選挙については、令和元年7月12日付、関選管第22号で関川村選挙管理委員長から依頼がありました。

現在選挙管理委員に就任されている方々の任期が今月の5日までとなっているため、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定によって選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、近 祐治さん、須貝 勉さん、高橋かな江さん、新野林一さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、近 祐治さん、須貝 勉さん、高橋かな江さん、新野林一さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

選挙管理委員補充員には、須貝常志さん、中東雅彦さん、池田 隆さん、佐藤英子さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、須貝常志さん、中東雅彦さん、池田隆さん、佐藤英子さん、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にした

いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、補充の順序はただいま議長が指名した順序で決定しました。

○議長(渡邊秀雄君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午前10時32分 散 会

地方自治法第123号第2項の規定によりここに署名する。

関川村議会議長

議 員

議 員